

## 「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」についての意見

(氏名) 適格消費者団体 消費者機構日本 理事長 芳賀唯史  
(住所) 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階  
(連絡先) 電話番号 03-5212-3066  
電子メールアドレス isobe@coj.gr.jp  
FAX番号 03-5216-6077  
(意見)

意見の対象	4. その他
意見の内容	依然として多数の消費者を巻き込んだ消費者被害が後を絶たず、十分な被害救済がなされていない現状に鑑み、消費者被害の実効的な救済をはかる「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度」の創設はまさに時宜に適しており、次期通常国会における早期成立を強く求めます。
理由	<p>消費者被害は比較的被害額が少額で、同種の被害が多数発生するという傾向があります。一方、事業者に比べて情報力・交渉力で劣る消費者個人では事案の解明が困難なこともあって、現行の訴訟制度の下で個々の消費者が訴訟を提起し、被害救済を図ることはたいへん困難な状況にあります。今回示された「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」によれば、裁判の一段階目では新たに認定を受けた特定適格消費者団体が訴訟を迫行し、事業者の責任がはっきりしてから個々の消費者が手続に参加することになりますので、消費者の負担は大きく軽減されます。また、これまでの消費者団体訴訟制度では、適格消費者団体に損害金等の請求権を認めていないため、消費者の被害救済には必ずしも結びつかないという問題がありましたが、新たな訴訟制度が創設されれば、現行の差止請求による被害の未然防止に加えて、同一の約款・勧誘行為で発生している多数の消費者被害の回復も可能となります。</p> <p>以上から、新たな訴訟制度が創設されれば、簡易・迅速に消費者被害を回復できる可能性が生じ、それによる同種消費者被害の未然防止も期待できることから、早期の制度創設を強く求めます。</p>

## 「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」についての意見

(氏名) 適格消費者団体 消費者機構日本 理事長 芳賀唯史  
(住所) 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階  
(連絡先) 電話番号 03-5212-3066  
電子メールアドレス isobe@coj.gr.jp  
FAX番号 03-5216-6077  
(意見)

意見の対象	1. 特定適格消費者団体
意見の内容	「骨子」-1-(1)-②「認定要件」について、特定適格消費者団体が新たな業務を遂行する上で不可欠な組織体制及び業務規程に限定し、必要最小限のものとするよう求めます。
理由	新たな訴訟制度を実効性あるものにしていくには、多数の消費者の利益を代表し、真摯かつ適切に訴訟を迫りしめる特定適格消費者団体が全国各地に存在することが不可欠です。特定適格消費者団体の認定要件を必要以上に厳しくすると、適格消費者団体が特定適格消費者団体への認定申請を躊躇してしまい、新たな訴訟制度はできたもののその手続を迫る主体が更に限られてしまうという事態になりかねません。 以上から、「認定要件」については、特定適格消費者団体が新たな業務を遂行する上で不可欠な組織体制及び業務規程に限定し、必要最小限のものとするよう求めます。

## 「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」についての意見

(氏名) 適格消費者団体 消費者機構日本 理事長 芳賀唯史  
(住所) 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階  
(連絡先) 電話番号 03-5212-3066  
電子メールアドレス isobe@coj.gr.jp  
FAX番号 03-5216-6077  
(意見)

意見の対象	1. 特定適格消費者団体
意見の内容	「骨子」-1-(1)-②イについて、「 <u>弁護士が理事として選任されているなど関与が強められていること</u> 」は、「 <u>弁護士が理事として選任されているなど関与が確保されていること</u> 」に変更するよう求めます。
理由	現在認定されている適格消費者団体においては、すでに弁護士が理事として加わっている実状があります。「骨子」-1-(1)-②イについて、「…関与が強められている」との表現では、現状よりも理事会構成における弁護士比率の増加が求められている等と誤解されかねませんので、「…関与が確保されている」がより適切な表現であると考えます。 以上から、「 <u>弁護士が理事として選任されているなど関与が強められていること</u> 」の下線部分を、「 <u>関与が確保されていること</u> 」に変更するよう求めます。

## 「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」についての意見

(氏 名) 適格消費者団体 消費者機構日本 理事長 芳賀唯史  
(住 所) 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階  
(連絡先) 電話番号 03-5212-3066  
電子メールアドレス isobe@coj.gr.jp  
F A X 番号 03-5216-6077  
(意 見)

意見の対象	1. 特定適格消費者団体
意見の内容	「骨子」-1-(1)-②ウについて、「被害救済関係業務を適正に遂行することができる専門的知識経験を有すると認められていること」の内容については、消費生活の専門家と法律の専門家の関与とするよう求めます。
理 由	「骨子」-1-(1)-②ウについて、「被害救済関係業務を遂行するための人的体制に照らして被害救済関係業務を適正に遂行することができる専門的知識経験を有する」ことが認定要件とされていますが、この「専門的知識経験」とは具体的にどのような知識と経験なのかが明示されていません。 現在の適格消費者団体の認定要件における「専門的知識経験」は、消費生活の専門家と法律の専門家の関与をその内容としています。被害救済関係業務を適正に遂行するにあたって、これと同等の内容とすることで足りると考えますので、「被害救済関係業務を適正に遂行することができる専門的知識経験を有すると認められていること」の内容については、消費生活の専門家と法律の専門家の関与とするよう求めます。

## 「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」についての意見

(氏名) 適格消費者団体 消費者機構日本 理事長 芳賀唯史  
(住所) 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階  
(連絡先) 電話番号 03-5212-3066  
電子メールアドレス isobe@coj.gr.jp  
FAX番号 03-5216-6077  
(意見)

意見の対象	1. 特定適格消費者団体
意見の内容	「骨子」-1-(1)-②エについて、「被害救済関係業務を適正に遂行するに足る経理的基礎を有する」ことの認定実務に際しては、数値的なメルクマールによる判断ではなく、各団体の実態を踏まえて被害救済関係業務を適正に遂行しうるかどうかを判断いただくよう求めます。
理由	「骨子」-1-(1)-②エについて、現状の適格消費者団体は、それぞれ設立の経過や活動実態、体制に多様性があります。財政規模が小さくとも、ボランティアによって業務遂行ができる体制を確保することもありうるようです。求められる「経理的基礎」が、数値などの量的基準によるものであるとすると実態にそぐわなくなる危険性がありますので、それぞれの組織の実態に即して被害救済関係業務を適正に遂行しうるかどうかを判断いただくよう求めます。

## 「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」についての意見

(氏名) 適格消費者団体 消費者機構日本 理事長 芳賀唯史  
(住所) 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階  
(連絡先) 電話番号 03-5212-3066  
電子メールアドレス isobe@coj.gr.jp  
FAX番号 03-5216-6077  
(意見)

意見の対象	1. 特定適格消費者団体
意見の内容	「骨子」-1-(1)-②オについて、「特定適格消費者団体が支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項を定めており、これが著しく不当なものでないこと」としています。制度を永続的にワークさせていくためにも、特定適格消費者団体が報酬・費用を受けられるようにすることは重要です。本規定を支持するとともに、加えて報酬・費用を得ることができる旨の規定を定めていただくよう求めます。
理由	新たな訴訟制度において特定適格消費者団体が遂行すべき業務は、事案の分析・検討、訴訟遂行、対象消費者との連絡・意思確認、相手方事業者からの金員の受領と対象消費者への分配など、現行の差止請求関係業務に比べて事務作業量が著しく増大します。これらの業務を遂行する上で不可避免的に生ずる人件費その他の費用はもちろんのこと、特定適格消費者団体が制度の担い手として将来にわたって持続的・拡大的に活動できるように一定の報酬を得ることができる仕組みとすべきです。 以上から、本規定を支持するとともに、加えて報酬・費用を得ることができる旨の規定を明示していただくよう求めます。

## 「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」についての意見

(氏名) 適格消費者団体 消費者機構日本 理事長 芳賀唯史  
(住所) 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階  
(連絡先) 電話番号 03-5212-3066  
電子メールアドレス isobe@coj.gr.jp  
FAX番号 03-5216-6077  
(意見)

意見の対象	1. 特定適格消費者団体
意見の内容	「骨子」－1－(2)－②イについて、「特定適格消費者団体の認定の有効期間は3年」としています。初回更新の期間は3年としても、初回更新後の有効期間は5年とするよう求めます。
理由	現在の消費者団体訴訟制度の適格認定の有効期間も3年とされていますが、実態からして3年では短期にすぎると考えています。被害救済関係業務が適切に遂行されているか否かは日常的な報告・通知義務の履行や、年度の事業報告で把握しうるところであり、初回の有効期間は3年とするとしても、活動実績を勘案して、初回更新後は有効期間を5年としても差し支えないものと考えます。

## 「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」についての意見

(氏 名) 適格消費者団体 消費者機構日本 理事長 芳賀唯史  
 (住 所) 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階  
 (連絡先) 電話番号 03-5212-3066  
 電子メールアドレス isobe@coj.gr.jp  
 F A X 番号 03-5216-6077  
 (意 見)

意見の対象	1. 特定適格消費者団体
意見の内容	「骨子」-1-(2)-③イについて、特定適格消費者団体に PIO-NET 端末を配備するなど国民生活センターによる情報提供の充実・強化を求めます。また、消費生活センターや地方公共団体からの適宜・迅速な情報提供をいただくなどの連携促進についても、必要な措置を講じていただくよう求めます。
理 由	<p>「骨子」-1-(2)-③イでは、「国民生活センターや地方公共団体は、消費生活相談情報（PIO-NET 情報）を特定適格消費者団体に提供することができることとする」としていますが、どのような情報をどのような形で提供できるかは明示していません。一方、これについて「集団的消費者被害救済制度専門調査会報告書」では、適格消費者団体への支援の項で、「具体的には、PIO-NET 端末の配備に向けた検討を進めるなど、国民生活センターによる情報提供の充実・強化を図る」と明記されていました。</p> <p>消費生活相談情報については、差止請求関係業務においては消費者契約法第 40 条 1 項の規定による申請が可能ですが、新たな訴訟制度においても同様のレベルでの情報提供となるのか、それとも被害救済関係業務については更に充実・強化を図っていただけるかが明確ではなく、「専門調査会報告書」より後退したのではないかと懸念を抱かざるを得ません。</p> <p>特定適格消費者団体が多数の消費者の利益を代表し、真摯かつ適切に訴訟追行を行うためには、PIO-NET 端末を配備し事案の処理結果についても確認できるようにすることや、アラート情報についても提供いただくことが必要です。併せて、いち早く被害情報を把握することが出来る各地の消費生活センターや地方公共団体からも適宜・迅速な情報提供をいただけるよう、必要な措置を講じられることを求めます。</p>

## 「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」についての意見

(氏 名) 適格消費者団体 消費者機構日本 理事長 芳賀唯史  
 (住 所) 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階  
 (連絡先) 電話番号 03-5212-3066  
 電子メールアドレス isobe@coj.gr.jp  
 F A X 番号 03-5216-6077  
 (意 見)

意見の対象	2. 一段階目の手続（共通争点の確認の訴え）
意見の内容	<p>「骨子」－2－(1)「対象となる権利」について、「個別の対象消費者の請求権について判断するために必要な事実に関する争いで主要なものが別に存在する場合はこの限りでないこととする」としてはいますが、この「主要なものが別に存在する場合」という表現では、対象事案が狭くなる懸念されます。「集団的消費者被害救済制度専門調査会報告書」でまとめられた「二段階目の手続に加入した多数の消費者について、個々の消費者ごとに相当程度の審理が必要となることのない程度になっている状態」という趣旨の表現にしていきたいと考えます。</p>
理 由	<p>「集団的消費者被害救済制度専門調査会報告書」では、共通争点の支配性（優越性）について、「具体的には、確認を求める事項を前提として、個別の消費者の請求権の存否及び額を判断するとすれば、二段階目の手続に加入した多数の消費者について、個々の消費者ごとに相当程度の審理が必要となることのない程度になっている状態をいう」とし、紛争の共通性と個別性とを秤量しながら相対的に判断する考え方を示しておりました。</p> <p>一方、「骨子」－2－(1)でいう「主要なものが別に存在する場合」とした場合、共通争点を有し多数の被害が発生している事案であっても、被害者の一部について被害額の確定にあたって共通争点とは異なる主要な争点がある場合には、事案全体が本制度の対象にならないと判断されるおそれがあります。</p> <p>事業者が紛争の個別性を強調して、濫用的にこれを争う事態を回避するためにも、この「主要なものが別に存在する場合」との規定ではなく、「集団的消費者被害救済制度専門調査会報告書」が示した考え方にそった規定とされることを求めます。</p>

## 「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」についての意見

(氏名) 適格消費者団体 消費者機構日本 理事長 芳賀唯史  
(住所) 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階  
(連絡先) 電話番号 03-5212-3066  
電子メールアドレス isobe@coj.gr.jp  
FAX番号 03-5216-6077  
(意見)

意見の対象	2. 一段階目の手続（共通争点の確認の訴え）
意見の内容	「骨子」－2－(1)「対象となる権利」については、共通争点を有しかつ契約に関する財産事案を中心に適切な範囲を設定することとし、個人情報流出事案についても対象事案に含めることを求めます。
理由	「骨子」－2－(1)「対象となる権利」について、消費者の事業者に対する請求権のうち「契約の目的に生じた損害に係るものに限る」としており、この限定によって個人情報流出による消費者被害の多くはその対象から除外されることとなります。しかしながら、個人情報流出事案は共通の原因によって多数の消費者が少額ではあるけれども定型的な被害を受ける典型的な事案であり、しかも被害回復の訴えを起こす者はわずかで、ほとんどの被害者が泣き寝入りしてしまう典型的な事案でもあります。このような多数少額の消費者被害を放置することなく裁判によって被害回復を図ることこそが新たな訴訟制度導入の目的でもあることから、「対象となる権利」には個人情報流出事案も含めることを求めます。

## 「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」についての意見

(氏名) 適格消費者団体 消費者機構日本 理事長 芳賀唯史  
(住所) 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階  
(連絡先) 電話番号 03-5212-3066  
電子メールアドレス isobe@coj.gr.jp  
FAX番号 03-5216-6077  
(意見)

意見の対象	2. 一段階目の手続（共通争点の確認の訴え）
意見の内容	「対象となる権利」のうち不法行為に基づく損害賠償請求権を民法上のものに限定しないことを求めます。
理由	<p>「骨子」－2－(1)－③において、「消費者契約の締結又は履行に際してなされた事業者（…略…）の民法上の不法行為に基づく損害賠償請求権」を「対象となる権利」としてしていますが、この限定によって金融商品取引法や金融商品販売法に定められている損害賠償請求権はその対象から除外されることとなります。</p> <p>金融商品被害といっても、被害額が相対的に低額であるため、被害者が訴訟提起をためらう事例は多数存在します。多くの訴訟が提起されているような印象がありますが、それは法人が原告であったり、大口の投資家が訴訟提起をしているからです。このように、金融商品取引法や金融商品販売法に定められている損害賠償請求権が本制度の対象となることで法的請求権の実効性が確保されうることから、民法上の不法行為に基づく損害賠償請求権に限定しないことを求めます。</p>

## 「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」についての意見

(氏名) 適格消費者団体 消費者機構日本 理事長 芳賀唯史  
(住所) 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階  
(連絡先) 電話番号 03-5212-3066  
電子メールアドレス isobe@coj.gr.jp  
FAX番号 03-5216-6077  
(意見)

意見の対象	2. 一段階目の手続（共通争点の確認の訴え）
意見の内容	「対象となる権利」については、契約関係にない場合でも、事業者に対する瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権を含めることを求めます。
理由	「骨子」－2－(1)－④において、「消費者契約に債務不履行がある場合の損害賠償請求権又は瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権」を「対象となる権利」としてしています。加えて、(1)の前段において「③④については、契約の目的に生じた損害に係るものに限る」としてしています。 このような定め方では、例えばメーカーが作った瑕疵のある製品を小売店が消費者に販売した場合、メーカーに対して損害賠償請求をすることができません。瑕疵のある製品を市場に出した責任はメーカーにあります。そしてメーカーが製造し多様な流通ルートに卸した瑕疵のある商品について対応を求めるためにも、契約関係にない事業者に対する瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権を含めることを求めます。

## 「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」についての意見

(氏名) 適格消費者団体 消費者機構日本 理事長 芳賀唯史  
(住所) 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階  
(連絡先) 電話番号 03-5212-3066  
電子メールアドレス isobe@coj.gr.jp  
FAX番号 03-5216-6077  
(意見)

意見の対象	2. 一段階目の手続（共通争点の確認の訴え）
意見の内容	「骨子」－2－（9）「和解」について、手続や規律等について、ガイドライン等でより明確にさせていただくことを求めます。
理由	<p>「骨子」－2－（9）「和解」については、特定適格消費者団体が「個々の消費者から授権を受けて個々の消費者の請求権に関する和解をすることができる」としています。</p> <p>適切な和解が行われるためには、通知・公告を含む授権の手続やそれを行う場合の一定の規律について明確に定めておく必要があります。また、一段階目での和解にあたって、和解の対象となる知れたる消費者の損害額を確定するために、二段階目の手続を利用できるようにすれば、実務は円滑にすすむと考えられます。</p> <p>さらに和解の内容において、通知・公告に関する当該事業者からの情報提供を受けることができることなどが含まれなければ、和解そのものが成立することは困難と考えられます。</p> <p>一段階目の和解については、ガイドライン等で、手続や規律等について、より明確にさせていただくことが、実務の上での混乱を防ぐことになると考えます。</p>

## 「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」についての意見

(氏名) 適格消費者団体 消費者機構日本 理事長 芳賀唯史  
(住所) 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階  
(連絡先) 電話番号 03-5212-3066  
電子メールアドレス isobe@coj.gr.jp  
FAX番号 03-5216-6077  
(意見)

意見の対象	2. 一段階目の手続（共通争点の確認の訴え）
意見の内容	「骨子」－2における「被告適格」について、特に事業者がいわゆる悪質事業者である場合に実質的な事業運営主体である者にも被告適格を認めることができるよう追加的検討を求めます。
理由	「集団的消費者被害救済制度専門調査会報告書」では、被告適格について、「役員や構成員等については『事業者』そのものにはあたらないことに照らして一律に被告適格があるとするについては慎重に検討すべきであるが、事業者がいわゆる悪質事業者である場合などにおいては、被害救済の実効性を確保する観点から、事業者ではないが実質的な事業運営主体である者に被告適格を認めることについて、引き続き検討すべきである。」としておりました。いわゆる悪質事業者の場合は、名目上の事業者だけではなく、その役員や構成員等の実質的な事業運営主体が法人名や手口を変えながら、反復継続的に消費者被害をもたらしている実態があります。こうした者にも被告適格を認めることにより、反復継続的な消費者被害の未然防止をはかることができますので、この点についての追加的検討を求めます。

## 「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」についての意見

(氏名) 適格消費者団体 消費者機構日本 理事長 芳賀唯史  
(住所) 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階  
(連絡先) 電話番号 03-5212-3066  
電子メールアドレス isobe@coj.gr.jp  
FAX番号 03-5216-6077  
(意見)

意見の対象	3. 二段階目の手続（個別請求権の確定訴訟）
意見の内容	「骨子」3 - (2) - ③「事業者の協力」について、被告が第三者に顧客に関する情報管理等を業務委託している場合は、その第三者に対しても、情報提供協力を得られるように規定すべきです。
理由	二段階目の手続きへの加入を促すための通知・公告については、できる限り多くの対象消費者を当該手続きに参加させ、被害回復を実効あるものとするため、被告が顧客に関する情報管理を第三者に業務委託している場合であっても、この第三者に情報提供に関する協力義務を課す必要があります。昨今、こうした情報管理を業として行う事業者が増加していることに鑑み、こうしたケースでの第三者に対しても、「骨子」3 - (2) - ③イウと同様の措置をとれるよう求めます。

## 「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」についての意見

(氏名) 適格消費者団体 消費者機構日本 理事長 芳賀唯史  
 (住所) 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階  
 (連絡先) 電話番号 03-5212-3066  
 電子メールアドレス isobe@coj.gr.jp  
 F A X 番号 03-5216-6077  
 (意見)

意見の対象	3. 二段階目の手続（個別請求権の確定訴訟）
意見の内容	「骨子」3－(2)－④「通知・公告の費用負担」アについて、「知れたる被害者への個別通知費用については、被告負担とする」に変更するよう求めます。
理由	<p>「骨子」3－(2)－④「通知・公告の費用負担」では、「原則として申立団体が負担することとする」とし、例外として「裁判所は、事情により通知・公告費用の全部または一部を被告に負担させることができる」としてあります。</p> <p>しかしながら、第一段階目で被告の責任を認める判断を裁判所が行っていることからすると、少なくとも「知れたる被害者への個別通知費用については、被告負担とする」と変更すべきです。</p> <p>通知費用は被害者の数によっては非常に多額になる場合もあります。1件あたりの被害が相当低額であるなど事件の特性によっては、二段階目で被害者全体の一部しか訴訟に参加しないこともありうるようです。そのため、申立団体には通知費用が一部しか回収できないかもしれないとおそれから訴えを躊躇してしまうことも考えられ、結果として制度の活用が大きく阻害されてしまうおそれがあるからです。</p> <p>また、「骨子」のように裁判所命令で被告に負担させることもできるとした場合でも、どのような「事情」がある場合に裁判所が被告負担を命じることができるかが明確でないと、現実局面では有名無実に終わってしまうおそれがあります。</p>

## 「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」についての意見

(氏名) 適格消費者団体 消費者機構日本 理事長 芳賀唯史  
(住所) 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階  
(連絡先) 電話番号 03-5212-3066  
電子メールアドレス isobe@coj.gr.jp  
FAX番号 03-5216-6077  
(意見)

意見の対象	3. 二段階目の手続（個別請求権の確定訴訟）
意見の内容	「骨子」3-（2）-④「通知・公告の費用負担」イが適用されるケースとして、被告の協力が得られないために通知・公告費用が過大となった場合を例示するよう求めます。
理由	<p>被告にとって第2段階での参加者が少なくなる方が賠償額が減少するため、対象消費者の連絡先について申立団体に提供することにインセンティブは働きません。そのため、「骨子」3-（2）-③-ウで裁判所の命令に従わない場合の過料を定めています。しかし、過料では金額が低く、実効性が十分であるか疑問です。</p> <p>そこで、「集団的消費者被害救済制度専門調査会報告書」でまとめられたように、被告が対象消費者の連絡先を提供することを拒んだり懈怠した結果として、通知・公告費用が過大となった場合は、その過大となった部分について被告に負担を求めることができるようにすることが効果的と考えられます。</p> <p>このような場合については、裁判所が通知公告費用を被告に負担させることができるとして、法令等において例示されるよう求めます。</p>

## 「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」についての意見

(氏名) 適格消費者団体 消費者機構日本 理事長 芳賀唯史  
(住所) 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階  
(連絡先) 電話番号 03-5212-3066  
電子メールアドレス isobe@coj.gr.jp  
FAX番号 03-5216-6077  
(意見)

意見の対象	4 その他
意見の内容	実際に被害救済訴訟を提起する特定適格消費者団体に対して、国又は地方自治体その他による無利子融資等を含む相応の財政的な支援措置を、各団体の実情に応じて講じていただくよう求めます。
理由	特定適格消費者団体が、実際に被害救済訴訟を提起するにあたっては、一連の手続きが完了し個別被害者から報酬等を受け取るまでの間に発生するであろう費用を財政的に確保しておくことが必要です。それがなくては訴訟を維持することができません。一方、特定適格消費者団体として認可申請するであろう適格消費者団体の財政事情は、事業報告書で報告されている通りであり、これを賄える程の財政的に余裕のある法人は数少ないのが実情です。よって、この費用について、国または地方公共団体による無利子融資等を含む相応の財政的な支援措置を、各団体の実情に応じて講じていただくよう求めます。

(以上)